

公益社団法人 砥粒加工学会賞論文賞 規程

第1条（総則）

本学会に砥粒加工学会賞論文賞（以下、論文賞という）を設ける。

2 論文賞は、砥粒加工学会誌の過去1年間に掲載された論文を対象とし、内容が優秀と認められるものに対して、先端的な加工およびその関連分野に関する学術を奨励し、先端的な加工の発展を促進することを目的として贈賞する。

3 贈賞は原則として2件以内とする。ただし、該当する論文がない場合には当該年度の贈賞は行わない。

4 審査の結果、砥粒加工学会賞熊谷賞（以下、熊谷賞という）と重複受賞となってもこれを認める。

第2条（審査委員会）

論文賞を審査する砥粒加工学会賞論文賞審査委員会（以下、審査委員会という）を設ける。審査委員会には委員長1名、幹事1名、当該幹事を含む委員10名以上をおく。

2 委員長は理事会の議決により会長が委嘱する。特別な事情がない場合は、公的機関から選出された部会長がこれにあたる。

3 幹事は審査委員の中から委員長が指名する。特別な事情がない場合は、校閲担当理事がこれにあたる。

4 委員は委員長が推薦し、理事会の議を経て会長が委嘱する。特別な事情がない場合、委員の構成は、理事、校閲委員、その他の適任者とする。ただし、1機関1名を原則とし、熊谷賞審査委員との兼任は認めない。

5 審査委員長は委員会を主宰し、12月までの理事会に審査結果を報告し、承認を得る。

第3条（審査基準）

以下の5項目とし、中でも独創性・新規性に重点を置くものとする。

- (1) 独創性・新規性
- (2) 工学的寄与ならびに波及効果
- (3) 工業的寄与ならびに波及効果
- (4) 将来性・発展性
- (5) 努力度

第4条（表彰）

贈賞は、毎年通常総会において行うことを原則とする。

2 表彰は、賞状及び記念盾とし、受賞者全員に贈る。

第5条（規程の改廃）

この規程を改正または廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

付 則

本規程は平成22年2月12日より準用を開始し、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

補足：公益社団法人の設立登記の年月日：平成22年9月1日

改正暦

- (1) 平成22年2月12日 理事会制定。
- (2) 平成27年7月31日 理事会改定。
- (3) 平成30年7月26日 第4回理事会で以下を承認。
 - (1) フォーマットの統一。
 - (2) 公益法人設立登記年月日の加筆。
 - (3) 第5条（規程の改廃）の追記。
- (4) 平成30年12月7日 第6回理事会で、第1条の「砥粒加工」を「先端的な加工」に変更。